

特集2

Re-brand

常陸秋そば 発祥の地から、新たな魅力発信！



常陸秋そばの特徴

- 粒ぞろいがよい
- 実が詰まっている
- 一粒一粒に重さがある



本市が誇るブランドそば「常陸秋そば」。豊かな香りと深い味わいを持つその魅力は、長年にわたり多くの人を惹きつけてきました。今、産地を取り巻く環境や食の楽しみ方が変化する中、常陸秋そばのさらなる魅力発信と、新たな価値の創出に向けた「リブランド化」が始まっています。生産者、飲食店、地域が力を合わせ、伝統を守りながら未来へつなぐ取り組み。その歩みと常陸秋そばに込められた思いを紹介します。

生産者インタビュー

定年退職を機に赤土町へ戻り、「常陸秋そばの郷まもりたい」の活動を経て自身でそばの生産を開始しました。昨年から県から支援や指導を受け、有機栽培にも挑戦しています。

寒暖差や霧等、そばづくりに最適な環境を活かし、特に「土づくり」を大切にしています。現在は自家消費が主ですが、今後はインターネット販売も検討中です。

赤土町のそばが市内の店で食べられ、市民や市外の方々が常陸太田市を訪れるきっかけになることを願っています。



赤土町
関 公樹さん

常陸秋そばの歴史

常陸秋そば発祥の地とされている赤土町は、地名通り赤い土壌と、山あいの傾斜地が広がる地域です。水田が少なく、米の代用食として昔から葉タバコの裏作にソバが作られてきました。タバコとそばを同じ畑で交互に育てることで、互いの生育を助け合う相性の良さから、生産が盛んになりました。

そして、昭和53年、茨城県がブランド化に向け、新品種の育成に乗り出し、県内在来種の中で最もおいしいといわれていた金砂郷在来種を選抜育成して「常陸秋そば」が誕生、昭和60年に県の奨励品種として採用されました。

現在は、市内全域で常陸秋そばの作付け、収穫が行われています。

リブランド事業の取り組み

リブランドとは…既存ブランドをニーズに合わせて再構築し、ブランドの価値や魅力を向上させる活動

1 リブランド推進協議会の設置、会議開催

各分野に精通した方を委員に委嘱し、栽培方法による他産地との差別化、担い手の確保、製粉やパッケージデザイン、販売戦略について助言をいただきます。

2 記念碑の設置（赤土町内）

常陸秋そばの歴史と、その魅力を後世へ伝える記念碑を設置しました。長年にわたり地域で受け継がれてきたそば文化や、生産者の思いを未来へつなぐシンボルです。





常陸秋そば発祥の地 ストーリー・動画 公開中

3 講演会の開催

井上 直人氏（信州大学 名誉教授）を招き、「そばの風味を決める要因と評価法」について講演会を実施しました。
井上氏は、日本そば大学学長（中日本）や地元企業等の顧問を務めながら、そばや土壌の研究・普及活動に取り組んでいます。最近では、まったく新しいそば・そばの選別・製造加工法に関する技術を開発し、世界最高品質のそばの製造を目指しています。





常陸太田のおそば屋さんの会の取り組み

平成30年10月に設立し、常陸秋そばを活用した地域活性化と地域振興を目指し、常陸秋そば発祥の地にふさわしいそば店として、店舗の魅力向上とブランド力の強化に取り組んでいます。現在21店舗が会員となり、互いのそば打ちを見せ合う研修会等を通じて技術を磨き、各店舗が切磋琢磨しながら創意工夫を重ね、常陸秋そばの魅力を発信しています。











太田西山高等学校生徒による常陸秋そばを使用したレシピの開発

全国高校生そば打ち選手権大会に出場している太田西山高等学校の生徒が常陸秋そばを使用したレシピの開発に取り組んでいます。今後、市ホームページやSNSを活用した発信をし、常陸秋そば発祥の地の周知やそばの新たな楽しみ方を提案し、若い世代へのPRを図っていきます。





「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！政治家の寄附を求めない！受け取らない！

政治家の寄附は禁止！有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。きれいな政治・お金のかからない政治の実現と公正で明るい選挙のため、「三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）」を徹底しましょう。



政治家の寄附禁止の対象例



結婚祝*、香典*、卒業祝、入学祝等



お中元・お歳暮等



落成式・開店祝等の祝花、葬儀の供花、病気見舞い等



お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差し入れ

＊政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合には、厳罰が適用されない場合があります。

⚠ 次の行為が禁止されています ⚠

平時より禁止されるもの

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある方に対して寄附をすることは、その時期や名義に関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の方が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫したり、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求したりすると処罰されます。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある方に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある方に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関連しない寄附をすると、その時期や名義に関わらず処罰されます。

選挙に関して行うことが禁止されるもの

●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関連して、選挙区内にある方に対して寄附をすることは、名義を問わず、罰則をもって禁止されています。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別な利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、それぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

その他、禁止されている行為

●政治家が選挙区内にある方に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞等の**あいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止**されています。

●政治家や政治家の後援団体が、選挙区内にある方に対して、主に**あいさつを目的とする有料広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。**

総務省ホームページ 》》 なるほど!選挙「寄附の禁止」



問 市民協働推進課市民協働推進係（内線217）

常陸太田市・秋田市・仙北市

三市連携交流　佐竹氏がつなぐ絆

常陸の国を治めていた佐竹氏の国替えを機縁とする歴史的なつながりを背景に、常陸太田市、秋田市、仙北市では幅広い分野で交流を行い、市民の友好関係と市のさらなる発展を目的として「三市連携交流」を行っています。今回は三市合同企画として、佐竹氏ゆかりの「文化財」を紹介します。

秋田市

秋田県のほぼ中央部に位置し、東には霊峰太平山（れいほうたいへいざん）がそびえる出羽山地（でわさんち）、西には夕日の美しい日本海が広がる、緑豊かな公園都市です。

久保田城跡



出羽国へ国替えとなった佐竹氏の居城で、約270年にわたり使用されました。慶長８（1603）年に築城が始まり、寛永８（1631）年頃に完成したといわれています。複数の曲輪（城内の小区画）を備えた平山城（平地にある丘陵を利用して築かれた城）で、石垣を持たない全国有数の土塁の城として知られています。

また、現在は「千秋公園」として親しまれ、秋田市の名勝に指定されています。城内に現存している江戸時代の建物は御物頭御番所（おものがしらごばんしょ）（市指定有形文化財）だけですが、各所に当時の痕跡が残されています。

人色皮包仏胴黒糸威具足（ひといろかわつつみほとけどうくろいとおどしぐそく）



初代藩主義宣の所用と伝えられる甲冑です。兜の前立は熊毛製の毛虫です。毛虫をモチーフにしたのは、「毛虫は後退しないことから敵に背を向けない」「毛虫が食う葉を刃に見立て敵を食らう」という意味があるとされます。

胴は鉄を洗皮で包んだ特徴的な作りをしています。正面右下に残る鉄砲の弾痕は、大坂冬の陣で受けたとも、強度証明のための試し撃ちの跡ともいわれています。

仙北市

田沢湖や武家屋敷、桧木内川堤（ひのきないがわづつみ）のサクラのほか、多くの伝統文化・イベント等、豊富な観光資源を有する市として知られています。

仙北市角館伝統的建造物群保存地区



元和６（1620）年江戸時代の初め、芦名氏により大規模な都市計画（町割）が実施され、その後は佐竹北家の城下町となりました。保存地区は旧武家町のほぼ中央にあり、上・中層武士の屋敷が建ち並ぶところに位置しています。

広い通り沿いに黒板塀が連続し、シダレザクラやモミの大木が深い木立を形成し、江戸時代末期時の屋敷割や主屋・門・蔵の屋敷構え、枡形等武家町の特性をよく残しています。昭和51年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

角館のシダレザクラ



明暦２（1656）年頃、角館を治めていた佐竹北家によって、京都から苗が持ち込まれたことに由来するといい伝えられています。昭和49年に国の天然記念物に指定されました。現在は計162本が指定され、中には樹齢300年以上、直径１ｍを超えるものもあります。



常陸太田市

馬坂城跡（まさかじょうあと）



初代当主昌義が最初に居城を構えた佐竹氏発祥の地です。現在見ることができる土塁や堀切等の遺構は戦国時代のものと推測されます。

市内には、久米城跡や金砂城跡等、中世・戦国時代の城館跡が50カ所以上あり、散策もおすすめです。

佐竹寺（さたけじ）



佐竹氏代々の祈願所で、「坂東三十三観音霊場」の札所としても知られます。現在の本堂は室町時代に建てられ、江戸時代には大改修が行われたとも伝えられています。本堂正面の花頭窓（かとうまど）や柱、外陣の繋ぎ梁の海老虹梁（えびこうりょう）、組物等に桃山建築の特徴がみられます。